

用地測量・用地調査業務積算資料

(新旧対照表)

令和4年10月

宮崎県農政水産部

1. 価格積算基準

用地測量・用地調査業務積算資料（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I 適用範囲（略）</p> <p>II 業務費の構成</p> <p>第1 用地測量業務</p> <p>1 (1)・(2)（略）</p> <p>2 測量業務費構成費目の内容</p> <p>2-1 測量作業費</p> <p>(1) 直接測量費</p> <p>①～③（略）</p> <p>④直接経費</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 安全費</p> <p>安全費は、用地測量に必要な安全対策に要する費用で、交通整理等に要する費用及びその他の安全対策に要する費用である。</p> <p>エ・オ（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>2-2・2-3（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>第2 用地調査業務（権利調査（墓地管理者等の調査、土地利用履歴等調査）、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書の作成、物件調書の作成、保安林解除申請書等の作成、内水面漁業権等調査及び写真台帳の作成業務その他用地測量業務以外の調査業務をいう。）</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 設計等における数値の扱い</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 端数処理等の方法</p> <p>①～③（略）</p>	<p>I 適用範囲（略）</p> <p>II 業務費の構成</p> <p>第1 用地測量業務</p> <p>1 (1)・(2)（略）</p> <p>2 測量業務費構成費目の内容</p> <p>2-1 測量作業費</p> <p>(1) 直接測量費</p> <p>①～③（略）</p> <p>④直接経費</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 安全費</p> <p>安全費は、用地測量に必要な安全対策に要する費用で、交通整理等に要する費用及びその他の安全対策に要する費用である。</p> <p><u>なお、積算に当たっては、測量業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第155号構造改善局長通知）に準拠する。</u></p> <p>エ・オ（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>2-2・2-3（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>第2 用地調査業務（権利調査（墓地管理者等の調査、土地利用履歴等調査）、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書の作成、物件調書の作成、保安林解除申請書等の作成、内水面漁業権等調査及び写真台帳の作成業務その他用地測量業務以外の調査業務をいう。）</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 設計等における数値の扱い</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 端数処理等の方法</p> <p>①～③（略）</p>

用地測量・用地調査業務積算資料（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>④単価表の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>⑤内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>⑥経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数（$\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。</p> <p>⑦業務価格の端数処理 業務価格は、1,000円未満切捨てとする。 ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>別表－1 精度管理費係数表（略） 別表－2 用地測量業務 諸経费率表 (1)・(2)（略）</p>	<p>④明細書金額 <u>1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</u></p> <p>⑤経費を算出する際の係数 <u>経費を算出する際の係数（$\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。</u></p> <p>別表－1 精度管理費係数表（略） 別表－2 用地測量業務 諸経费率表 (1)・(2)（略）</p>

2. 標準步掛

用地測量・用地調査業務積算資料（新旧対照表）

現 行								改 正 後							
1. 用地測量業務								1. 用地測量業務							
(1) (略)								(1) (略)							
(2) 用地測量変化率								(2) 用地測量変化率							
変化率適用表								変化率適用表							
工 程	業 別	地 域	縮 尺	工 程	業 別	地 域	縮 尺	工 程	業 別	地 域	縮 尺	工 程	業 別	地 域	縮 尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内・外	○	×	作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内・外	○	×
現地踏査	外	○	×	境界測量	内・外	○	×	現地踏査	外	○	×	境界測量	内・外	○	×
地図等転写	内・外	○	×	用地現況測量	内・外	×	×	地図等転写	内・外	○	×	用地現況測量	内・外	×	×
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内・外	○	×	転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内・外	○	×
地積測量図転写	内・外	○	×	用地境界杭設置	内・外	×	×	地積測量図転写	内・外	○	×	用地境界杭設置	内・外	×	×
土地の登記記録調査	内・外	○	×	境界点間測量	内・外	○	×	土地の登記記録調査	内・外	○	×	境界点間測量	内・外	○	×
建物の登記記録調査	内・外	×	×	面積計算	内	○	×	建物の登記記録調査	内・外	×	×	面積計算	内	○	×
権利者確認調査（当初）	内・外	○	×	用地実測図作成	内	×	○	権利者確認調査（当初）	内・外	○	×	用地実測図作成	内	×	○
権利者確認調査（追跡）	内・外	×	×	用地平面図作成	内	×	○	権利者確認調査（追跡）	内・外	×	×	用地平面図作成	内	×	○
境界確認	内・外	○	×	土地調書作成	内	○	×	境界確認	内・外	○	×	土地調書作成	内	○	×
土地境界確認書作成	内・外	○	×	地積測量図作成	内・外	○	×	土地境界確認書作成	内・外	○	×	地積測量図作成	内・外	○	×
復元測量	内・外	○	×	<u>(新設)</u>				復元測量	内・外	○	×	<u>不動産調査報告書作成</u>	<u>外</u>	<u>○</u>	<u>×</u>
地域による変化率 (略)								地域による変化率 (略)							
縮尺による変化率								縮尺による変化率							
(3) (略)								(3) (略)							
(4) (略)								(4) (略)							
2. (略)								2. (略)							

ア 用地測量業務

①作業計画等

用地測量・用地調査業務積算資料（新旧対照表）

現 行

【作業計画等】

作業の種類		現地踏査														単位	1業務		作業条件		耕地										
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費															材料費の構成					機械経費の構成									
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り ((C) = (A) × (B))					品名	規格	単 位	数 量	備 考	機 械 名	規 格	単 位	数 量	備 考					
		主任技師	技師	技師補	助手	補助員	主任技師	技師	技師補	助手	補助員	主任技師	技師	技師補	助手	補助員											計				
踏査	外	1.0	1.0	1.0			1.00	1.00	1.00			1.00	1.00	1.00			3.00														

③用地測量

用地測量・用地調査業務積算資料（新旧対照表）

現 行

【用地測量】

作業の種類		用地境界杭の設置													単位	10,000㎡	作業条件	耕地													
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費															材料費の構成					機械経費の構成									
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り ((C) = (A) × (B))					品名	規格	単 位	数 量	備考	機 械 名	規 格	単 位	数 量	備 考					
		主任技師	技師	技師補	助手	補助員	主任技師	技師	技師補	助手	補助員	主任技師	技師	技師補	助手	補助員											計				
境界杭設置	外			1.0	1.0	1.0			1.20	1.20	1.20			1.20	1.20	1.20	3.60														
資料収集整理	内			1.0	1.0				0.50	0.50				0.50	0.50		1.00														
外業																	1.20	1.20	1.20	3.60	各費目の直接人件費に対する割合										
内業																	0.50	0.50		1.00	費目	割合	備考	費目	割合	備考					
計																	1.70	1.70	1.20	4.60	材料費	19.0%		機械経費	4.0%						

改 正 後

【用地測量】

作業の種類		用地境界杭の設置													単位	10,000㎡	作業条件	耕地													
作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費															材料費の構成					機械経費の構成									
		編成 (A)					所要日数 (B)					歩掛り ((C) = (A) × (B))					品名	規格	単 位	数 量	備考	機 械 名	規 格	単 位	数 量	備 考					
		主任技師	技師	技師補	助手	補助員	主任技師	技師	技師補	助手	補助員	主任技師	技師	技師補	助手	補助員											計				
境界杭設置	外			1.0	1.0	1.0			1.20	1.20	1.20			1.20	1.20	1.20	3.60														
資料収集整理	内			1.0	1.0				0.50	0.50				0.50	0.50		1.00														
外業																	1.20	1.20	1.20	3.60	各費目の直接人件費に対する割合										
内業																	0.50	0.50		1.00	費目	割合	備考	費目	割合	備考					
計																	1.70	1.70	1.20	4.60	材料費	18.0%		機械経費	4.0%						

④登記資料收集整理等

イ 用地調査業務

⑧建物等の調査

用地測量・用地調査業務積算資料（新旧対照表）

現 行

(別紙-1)

建物の調査

(略)

表-1 (略)

(1) 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域内の建築物）及び第62条（準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表-2によ

表-2

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物(建築基準法第61条及び第62条に該当する建築物)
法令適合性調査(2)	木造建物(建築基準法第35条、第61条及び第62条に該当する建築物)
法令適合性調査(3)	木造・非木造建物(建築基準法第35条に該当する建築物)

(2) (略)

表-3 (略)

表-4 (略)

(3) (略)

表-5 (略)

(4) (略)

表-6～表-8 (略)

改 正 後

(別紙-1)

建物の調査

(略)

表-1 (略)

(1) 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表-2によるものとする。

表-2

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物(建築基準法第61条に該当する建築物)
法令適合性調査(2)	木造建物(建築基準法第35条、第61条に該当する建築物)
法令適合性調査(3)	木造・非木造建物(建築基準法第35条に該当する建築物)

(2) (略)

表-3 (略)

表-4 (略)

(3) (略)

表-5 (略)

表-6～表-8 (略)

(4) (略)

用地測量・用地調査業務積算資料（新旧対照表）

現 行

（別紙－４）

附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表－１４によるものとする。

ただし、第９章の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面作成等））を70パーセントに補正するものとする。

表－１４ （略）

注１～４ （略）

表－１５ （略）

改 正 後

（別紙－４）

附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。

（１）附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表－14によるものとする。

表－１４ （略）

注１～４（略）

表－１５ （略）

（２）附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

第９章の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業及び調査内業（図面作成等））を70パーセントに補正するものとする。

（３）附帯工作物の見積（独立工作物）

附帯工作物の見積（独立工作物）とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴取に必要な費用とする。